

第五種共同漁業権 遊漁規則認可基準

(認可申請の事前協議)

第1 遊漁規則認可申請をしようとする場合は、原則として総会又は総代会に提出する2ヶ月前までに、その内容を水産振興課に協議しなければならない。

(組合事務所)

第2 当該申請に係る組合の所在地は、登記している所在地と同一でなければならない。

(遊漁の不当な制限の禁止)

第3 行使規則で組合員に対して使用を制限していない漁具・漁法は、水産資源の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して制限してはならない。

また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に対して制限していない場合は、これを遊漁者に対して制限してはならない。

(能率漁法の制限)

第4 遊漁者には、投網及び刺し網の使用を認めないこと。

(採捕の方法等)

第5 がらがけによる「あゆ」の採捕は8月1日以降とすること。但し、次に掲げるものうちいずれかを規定している場合は、この限りでない。

- (1) 採捕の時間の制限
- (2) 種あゆの採捕尾数の制限
- (3) 遊漁する区域を限定し、漁場利用上支障がないと認められるとき

(遊漁料及びその算定方法)

第6 遊漁料は、次に掲げる事項を満たすものであること。

- (1) 一定期間の料金(年券)と1日当たりの料金(日券)を定めること。
- (2) 同一の水産動物を同一の漁具・漁法によって採捕する場合は、時期別の料金格差を設けないこと。
- (3) 身体不自由者、高齢者及び小・中学生に対する優遇措置を定めること。

2 遊漁料の算定については、別に定めるところによる。

(共通遊漁)

第7 漁業協同組合が会員となっている連合会が遊漁の承認、遊漁料の徴収等を統一的に行う

場合は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) 連合会と関係各漁業協同組合との間に、当該取扱いに関する次の事項を内容とする契約が締結されていること。
 - ア 共通遊漁料の徴収及び遊漁の承認の委任に関すること。
 - イ 共通遊漁料の納付の場所に関すること。
 - ウ 共通遊漁料の金額に関すること。
 - エ 共通遊漁で遊漁できる区域、水産動物及び漁具・漁法に関すること。
 - オ 徴収した遊漁料の関係各漁業協同組合間での配分に関すること。
 - カ 共通遊漁料の団体の取扱いに関すること。
 - キ その他必要な事項
- (2) 関係漁業協同組合の遊漁規則に前号の内容(遊漁規則に定める必要がある事項)が定めてあること。

(特設釣場等)

- 第8 特設釣場及びつかみどり漁場の開設は、漁業権者でなければならない。
- 2 開設の内容が、別に定める指導基準に合致していること。

(行使規則との整合性)

- 第9 行使規則に定める漁業区域、採捕期間、禁止区域及びキャッチアンドリリース区間との間に整合性があること。

附 則

この基準は、平成 4 年 11 月 6 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 14 年 12 月 19 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 2 月 7 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 5 年 2 月 14 日から適用する。